

この標準ソリューション基本契約（以下、「本契約」という）は、発効日付で、HPEとサプライヤーとの間で締結されるものである。本契約は、カテゴリ別補遺条項、注文書（Order Form）、添付ファイル、別紙を含め、以下の条件で構成される。

1. 契約の構成。

- 1.1. 一般条項。本契約は、HPEおよびHPEの関連会社（以下、各々を「HPE事業体」という）がサプライヤーおよびサプライヤーの関連会社から本件ソリューションを調達し、ライセンスを付与する際の条件を定めるものである。本件ソリューションは本契約に基づいてのみ調達またはライセンス供与される。HPEに納入される全てのソリューションは、注文書（Order Form）に明記されているかどうかにかかわらず、本契約に基づくソリューションとみなされるものとする。HPEが本件ソリューションの発注書（PO）を発行しない限り、サプライヤーはHPEに本件ソリューションを提供してはならず、HPEは本件ソリューションの支払を行う義務を負わない。
- 1.2. 適格調達者。HPE事業体が本契約に基づき調達を希望する場合、サプライヤーまたはサプライヤーの関連会社に対して本契約に基づく注文書（Order Form）または発注書（PO）を発行することにより調達することができる。サプライヤーまたはサプライヤーの関連会社は、注文書（Order Form）または発注書（PO）を受け取ることにより、本契約の条件に基づき当該注文書／発注書を受諾したものとみなされる。本契約の条件に加え、HPE事業体向けの調達ガイドライン（以下、「調達ガイドライン」）も当事者間における注文書（Order Form）に適用される。この調達ガイドラインは「グローバル調達リソース（Global Procurement Resources）」の見出しがあるサプライヤーポータル（<https://supplierportale.it.hpe.com/supplierextranet/index.do>）および該当の「調達ガイドライン（Purchasing Guideline - Japanese）」により入手することができる。ただし、HPEが随時更新する可能性がある。HPE事業体が適用法を遵守するため、あるいは慣習や事情によって必要であると合理的に判断した場合、1社または複数のHPE事業体は、サプライヤーまたはサプライヤーの関連会社から本契約に基づく調達を行うために、個別の地域実施契約（以下、「RIA」）または現地実施契約（以下、「LIA」）を締結することができる。注文書（Order Form）の締結または発注書（PO）の発行を行うHPE事業体は、本契約の条件およびHPE事業体が登録されている国において適用される条件（調達ガイドラインまたは該当のRIA/LIAに詳述）に従い、当該注文書／発注書に定める義務について単独で責任を負うものとする。
- 1.3. 優先順位。当事者間の別の書面による契約が適用される旨が明記された注文書（Order Form）または発注書（PO）を別として、本契約およびそのカテゴリ別補遺条項は、全ての注文書および発注書に適用される。たとえそれらが本契約について特に言及していない場合でも適用されるものとする。本契約、カテゴリ別補遺条項、注文書、または発注書との間で矛盾が生じる場合、(i)本契約、(ii)カテゴリ別補遺条項、(iii)注文書、(iv)発注書の順に優先されるものとする。上記の規定にかかわらず、カテゴリ別補遺条項または注文書（Order Form）の条件は、(a)当該カテゴリ別補遺条項または注文書が本契約またはカテゴリ別補遺条項の規定を明示的に特定し、これに優先するか、または修正する場合、および(b)注文書においては、HPEの正当な権限を有する署名者が注文書に署名する場合、当該カテゴリ別補遺条項または注文書の目的において優先されるものとする。調達ガイドラインも適用されるものとし、かかる調達ガイドラインは本契約における矛盾する条件に優先されるものとする。

2. 金銭的条件。

- 2.1 価格。本件ソリューションの全ての価格は注文書に明記され、別段の定めがない限り、全ての旅費および日当を含むものとする。
- 2.2 支払条件。調達ガイドラインに別段の定めがない限り、本件ソリューションの調達に関してHPEに提供される全ての請求書は、該当する暦月の29日目から翌月の28日目まで累計される（以下、「累計期間」）。HPEは、累計期間の終了日から数えて65日目に最も近い月の第1営業日に、累計期間中に回収し

た適格請求書の支払いを行う。即時支払の割引はHPEが適格請求書を受領した日を開始日として算定する。支払は、別段の定めがない限り、米国通貨によるものとする。支払を行うことによって、HPEが本件ソリューションの受諾とはみなされず、検査を行うHPEの権利が損なわれることもない。本件ソリューションの受諾は（以下、「受諾」）、HPEが自社の指定基準にソリューションが準拠していると判断した時点で成立する。HPEは、その自由裁量により、サプライヤーへの事前通知なしに、HPEに支払うべき借方勘定、返金、あるいは請求金をサプライヤーの請求金額と相殺または請求金額から差し引く権利を有する。

- 2.3 **請求書の要件。**HPEが指定する受領者に請求書を送付する方法にかかわらず、適格請求書には少なくとも以下の項目を含めるものとする。(i) サプライヤーの名称および請求書の日付 (ii) PO番号（該当する場合）、(iii) 納品／提供された本件ソリューションのシリアル番号（該当する場合）、価格、数量などの記述、(iv) クレジット（該当する場合）、(v) 支払送付先となる担当者の氏名（該当する場合）、役職、電話番号、郵送先住所、送金先住所（郵送先住所と異なる場合がある）、(vi) HPEが随時合理的に要求するその他の実証文書または情報を (vii) 税控除および還付金の目的で現地の税要件を満たす様式（該当する場合）にて記載する。サプライヤーは、請求書上で、課税および非課税の有無、税金の種類、適用税率、課税額、および税務当局を個別に特定することに同意する。
- 2.4 **税金。**HPEは、本契約に基づきHPEに対する本件ソリューションの販売に課される付加価値税、GST、PST、売上税および使用税、または類似の取引税について、サプライヤーに支払うか、払い戻すものとする。ただし、かかる税金が法律上HPEに連帯または個別に課されることを条件とする。HPEは、法律上サプライヤーに課される税金については、サプライヤーに支払わず、払い戻しもしないものとする。かかる税金には、サプライヤーの純利益や総収入、資本、純資産、財産、サプライヤーや人員に対する雇用関連の税金が含まれるが、これらに限定されない。サプライヤーによって本件サービスが実行され、および／または本件ソリューションが作成、販売、またはリースされ、それが同じ国においてHPE、HPE事業体、または顧客によって使用される場合、両当事者が書面により別段の旨に合意しない限り、請求および支払は当該国に所在する両当事者の事業体によって行われるものとする。HPEまたはHPE事業体が本契約に基づき支払う金額から控除または源泉徴収を行うことが適用法により義務付けられている場合、HPEまたは当該HPE事業体は控除の根拠となる支払額から控除額や源泉徴収額を差し引いてサプライヤーに支払うものとする。
- 2.5 **請求書の送付。**注文書（Order Form）や本契約の別紙に受諾基準が規定されていない限り、本件ソリューションがHPEまたは顧客に納品される日付より前の日付を請求書に記入してはならない。受諾基準が規定されている場合には、HPEが受諾する日付より前の日付を請求書に記入してはならない。サプライヤーは、本契約の条件に基づき請求する権利が発生してから30日以内にHPEに請求書を送付することに同意する。サプライヤーは、請求書の送付が初めて可能となった日から180日が経過した後に請求書またはその訂正書を送付してはならない。適時の送付はHPEの支払義務の前提条件とする。請求書はPOに記載された住所または電子請求が適用される場合にHPEが別途指示する住所に送付する。
- 2.6 **経費。**HPEは、サプライヤーが負担した経費について、その内容が妥当であり、HPEの書面による事前承認を得ており、経費が発生した日から60日以内に請求書の費用項目に記載されている場合に限り、サプライヤーに払い戻すものとする。
- 2.7 **電子請求。**適用法により禁止される場合を除き、サプライヤーは、HPEの要請があれば、サプライヤーの単独の費用負担により、HPEまたはHPEの第三者サービスプロバイダーに対し、HPEまたは当該第三者サービスプロバイダーが指定する電子形式で請求書を電子的に送付するために、電子請求プロセスを導入するものとする。サプライヤーは、かかるプロセスの使用には、HPEとサプライヤーの調達関係に関する情報をサービスプロバイダーに開示する場合があることを認め、これに同意する。サプライヤーの情報は本契約で提供されるものと実質的に同じであるが、HPEは当該サービスプロバイダーに対して、サプライヤーの情報に関して守秘義務を課すものとする。サプライヤーがHPEの要請を受けてから妥当な期間内（90日を超えない）に電子請求プロセスを導入しない場合、HPEはサプライヤーが電子的に請求書を送付するまで、電子的に受け取らなかった請求書の支払を保留することができる。

3. 知的財産。

- 3.1 **留保される権利。**各当事者は、本契約に基づき付与される各々の既存知的財産のライセンスを条件とし、他方の当事者に既存知的財産を開示するかどうかにかかわらず、かかる既存知的財産に対する全ての権利、権原、および権益を留保する。

- 3.2 **所有権。** 成果物はサプライヤーおよびその人員の原著作物を構成する。HPEは成果物が作成された日から当該成果物を独占的に所有する。サプライヤーの既存知的財産を条件として、成果物は著作権法に基づき「職務著作物」とみなされ、その知的財産権は全てHPEが独占的に所有する。成果物が「職務著作物」とみなされない場合、サプライヤーは当該成果物のあらゆる権利、権原、および権益（知的財産を含む）を取消不能の形でHPEに譲渡し移転する。サプライヤーは、本契約に基づき雇用される自らの人員および下請業者が、本条の要件を遵守するよう徹底するものとする。サプライヤーは、必要に応じて、またはHPEから要請を受けた場合、成果物およびその知的財産を全て譲渡する旨を記載した署名入りの書面をHPEに交付する。かかる知的財産には、サプライヤーの人員または下請業者が米国内外で開発したものも含まれるが、これらに限定されない。
- 3.3 **既存知的財産のライセンス供与。** サプライヤーは、いずれかの既存知的財産またはその一部が成果物に組み込まれている場合、あるいは成果物の使用に必要なとされている場合、サプライヤーは、HPEに、取消不能で恒久的、非独占的、世界的なロイヤルティフリーかつ全額支払済のライセンスを複数の階層を通じてサブライセンスする権利とともに付与する。このライセンスは、サプライヤーの既存知的財産の二次的著作物を使用、作成、販売、流通、実行、適合、翻訳、複製、展示、実施、修正、創出することを許可するものでこれら二次的著作物は当該成果物に組み込まれるものである。加えて、他の者にこれら行為の一部または全てを許可するものである。
- 3.4 **サプライヤーによる知的財産の使用。** サプライヤーは第三者マテリアル（オープンソースやフリーウェアを含む）を成果物に組み入れてはならない。ただし、サプライヤーが(i)第三者マテリアルを含む成果物の特定要素について注文書（Order Form）に明記し、(ii)当該第三者マテリアルに該当する第三者ライセンスおよびその利用制約について注文書に記載し、(iii)HPEの承認を得ている証拠を注文書に記載し、さらには(iv)オープンソースマテリアルの場合、HPEのオープンソース審査プロセスに基づくHPEの承認も得ている場合を別とする。サプライヤーは、成果物に組み込まれるソフトウェアコンポーネントやマテリアルに関し、全ての第三者ライセンス（あらゆるオープンソースライセンスも含む）を遵守しており、今後とも遵守し続けることを表明し、保証する。
- 3.5 **HPEマテリアルのライセンス。** HPEが所有、リース、および／またはライセンス供与しているソフトウェア、仕様書、ドキュメンテーション、データ、ハードウェア、ツール、ノウハウ、手法、プロセス、および／またはその他のマテリアル、情報、または知的財産（以下、「HPEマテリアル」）へのアクセスをサプライヤーに提供する場合、サプライヤーはHPEの利益のためにのみ、また本契約に基づきHPEに対する義務を履行する目的に限り、かかるHPEマテリアルを使用する権利を得るものとする。サプライヤーは、本契約に基づいてソリューションを提供するためにHPEマテリアルを使用する限定的なライセンスを別として、HPEマテリアルに関するいかなる権利、権原、権益も付与されないものとする。

4. 秘密情報。

- 4.1 **HPEの秘密情報。** 「秘密情報」とは次のいずれかに該当する開示情報またはデータを意味する。(i)開示時に専有情報または秘密情報と表示されている情報、(ii)HPEまたは顧客の製品（これらの発見、発明、研究、改善、計画、ロードマップ、開発、製造、販売を含む）、プロセス、または一般業務（販売費用、利益、価格設定方法、組織、従業員リストを含む）に関与または関連するもので、HPEの情報システム、HPEまたは顧客の技術データ、HPEまたは顧客の顧客、本契約、およびあらゆる価格情報（本契約に記載されているかどうかを問わない）へのアクセスを通じて入手した情報、(iii)顧客から提供された情報または当該情報に関する情報、あるいは(iv)口頭で開示され、上記の第(i)項から第(iii)項で定義する秘密情報の条件を満たしていない場合、開示時点で専有情報または秘密情報として開示され、開示後30日以内にサプライヤーに交付する概要書にその旨が記述されている情報。
- 4.2 **HPEの秘密情報に関わる守秘義務。** サプライヤーは、秘密情報の不正な使用、配布、開示、または公表を防止するために秘密情報を保護し、サプライヤーの人員にも保護させるように徹底する。サプライヤーは、業務上知る必要のあるサプライヤーの人員のみに秘密情報を開示することができる。その場合、当該人員は、本契約に定める秘密保持義務と同程度に厳格な秘密保持義務を課されるものとする。サプライヤーはさらに、秘密情報の各受領者に対し、本契約に定めるサプライヤーの義務を知らせるものとする。受領した秘密情報は本契約の目的を履行するためにのみ使用することができる。サプライヤーまたはその関連会社のいずれかが、召喚状や裁判所命令などの手続きにより、あるいは適用される政府の規制により秘密情報の開示を要求または要請された場合、サプライヤーは直ちに当該要請や義務についてHPEに通知し、HPEが望む適切な保護命令または手続きを追求することができるようにする。秘密情報に関する義務は、本契約の終了後も存続し、恒久的に存続し続けるものとする。

- 4.3 サプライヤーの秘密情報。「サプライヤーの秘密情報」とは、本契約に定める相互に合意された価格設定を意味する。HPEは、サプライヤーの書面による承諾を得ずに、いかなる第三者（HPEに代わってサービスを実施する代理人または請負業者を除く）にもサプライヤーの秘密情報を開示してはならない。本契約の他の規定にかかわらず、サプライヤーの秘密情報を開示しないHPEの義務は、本契約の満了または早期解除から2年後に終了する。
- 4.4 例外的取り扱い。上記に定める秘密保持義務は次の秘密情報には適用されない。(i)開示当事者が開示する前に既に受領当事者が知っていた情報、(ii)受領当事者の責によらずに公知であった情報または公知となった情報、(iii)受領当事者が秘密保持義務を負わずに第三者から合法的に受領した情報、(iv)受領当事者が独自に開発した情報、(v)法の運用により開示された情報、または(vi)受領当事者が開示当事者の書面による事前承認を得た上で開示した情報。
- 4.5 情報システムへのアクセス。HPEまたは顧客の情報システムへのアクセス（該当する場合は、本件ソリューションを提供するためにのみ付与され、HPEとサプライヤーとの間で随時個別に合意される特定のHPEまたは顧客の情報システム、アクセス拠点、期間、人員に限定する。HPEまたは顧客は、サプライヤーの従業員、下請業者、あるいは代理人に対し、HPEまたは顧客の情報システムへのアクセスに先立ち、個別の契約書に署名するよう要求することができる。アクセスは、HPEおよび／または顧客の事業管理および情報保護に関する方針、基準、ガイドラインに従って行うものとする。これら方針等は随時修正される可能性がある。サプライヤーは、HPEがアクセスを承認した特定の拠点からのみ、情報システムにアクセスすることに合意する。HPEまたは顧客の敷地以外でのアクセスについては、HPEは情報システムへのアクセスに利用すべき特定のネットワーク接続を指定する。

5. 補償。

- 5.1 サプライヤーによる補償。サプライヤーは、HPE、その関連会社、および各々の後継人、取締役、役員、従業員、および代理人（以下、各々を「HPEの被補償当事者」）を、あらゆる請求から防御し、補償し、無害に保つものとする。ただし、かかる請求が以下のいずれかの事由に起因または関連している場合に限る。
- (a) サプライヤーの過失もしくは故意の作為または不作為によって、人身傷害、死、有形／無形財産の喪失、消失、または毀損が引き起こされた場合。
 - (b) サプライヤーが第三者の知的財産権に対して侵害、悪用、または不正流用を行った場合。
 - (c) サプライヤーが本契約に定める秘密保持義務、プライバシー義務、またはデータ保護義務に違反した場合。
 - (d) サプライヤーの納税義務またはサプライヤーが適用法を遵守しなかった場合。
 - (e) サプライヤーの人員がHPEに対して、賃金、福利厚生、その他の報酬に関する請求を行う訴訟、または類似の訴訟、およびサプライヤーの人員を解雇するサプライヤーの権利に異議を申し立てる訴訟を提訴した場合。

サプライヤーは、請求が以下のいずれかに起因する場合、本第5.1項（サプライヤーによる補償）に定める補償の責任を負わない。

- (1) HPEの被補償当事者の過失または意図的な行為による場合。
 - (2) サプライヤーがHPEの明示的な指示を厳守すると侵害のない方法で合理的に実施することが不可能な場合。
- 5.2 HPEによる補償。HPEは、サプライヤー、その関連会社、および各々の後継人、取締役、役員、従業員、および代理人（以下、各々を「サプライヤーの被補償当事者」）を、あらゆる請求から防御し、補償し、無害に保つものとする。ただし、かかる請求が以下のいずれかの事由に起因または関連している場合に限る。
- (a) HPEの過失もしくは故意の作為または不作為によって、人身傷害、死、有形／無形財産の喪失、消失、または毀損が引き起こされた場合。
 - (b) HPEがサプライヤーの知的財産権を侵害した場合。
 - (c) HPEが適用法を遵守しなかった場合。

- 5.3 侵害に対する救済手段。サプライヤーは、本件ソリューションに対して侵害請求が行われるか行われる可能性がある場合、サプライヤーの補償義務に加え、自己負担および自由裁量により、(i)HPEおよび顧客に本件ソリューションの使用を継続する権利を与える、(ii)同等の機能および性能を有する非侵害バージョンのソリューションと交換する、あるいは(iii)機能または性能を損なわずにソリューションを非侵害バージョンに修正する。サプライヤーは、前述の救済手段のいずれかが合理的に行使できない場合、残りの行使可能な救済手段に加え、侵害ソリューションに対して支払われた全ての料金を速やかにHPEに返金し、かかる侵害の結果としてHPEが被った費用をHPEに払い戻すものとする。
- 5.4 例外的取り扱い。上記の規定にかかわらず、サプライヤーは、HPEが不正に本件ソリューションを修正した場合、あるいはサプライヤーやHPEが提供していない機器、ソフトウェア、またはサービスと併用して本件ソリューションを使用した場合に生じる請求については責任を負わない。ただし、かかる請求がそのような修正や併用がなければ生じなかったはずで、かかる併用が本件ソリューションの性質、注文書、カテゴリ別補遺条項、あるいはサプライヤーの仕様書、設計図、ドキュメンテーションから合理的に推論できなかった場合に限る。
- 5.5 通知。被補償当事者は、(i)補償当事者に対し請求に関する合理的に速やかな通知を行い、(ii)相互に容認可能な弁護士を通じて補償当事者に請求に答え弁護することを許可し、(iii)補償当事者が自己負担で行う請求の抗弁を支援するために合理的な情報と補佐を補償当事者に提供する。被補償当事者は別途弁護士を雇い、自己負担により本請求の抗弁に参加することができる。いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前承諾を得ずに、他方当事者の過失または責任について確約、承認、または了解してはならない。補償当事者は、他方当事者の書面による事前承諾を得ずに、いかなる請求の和解にも応じてはならず、いかなる和解を公表してもならない。

6. 責任の制限。

- 6.1 いずれの当事者も、適用法で容認されている範囲内で、本第6条の残りの規定を条件として、損害が予想可能なものかどうかを問わず、契約違反、不正行為、厳格責任、保証条項の違反によるものかどうかを問わず、また、損害賠償の可能性を助言されていたにもかかわらず、本契約に起因して生じるあらゆる結果的、特別的、懲罰的損害賠償（データ、収益、利益の喪失に対する損害賠償を含む）について責任を負わないものとする。さらに、いずれの当事者も、他方当事者に対する賠償責任の総額が、以下のうちいずれか大きい額を超えることはない。
- (a) 2,000,000米ドル、または
 - (b) 請求が発生した日から遡って12カ月間にHPEが支払った料金の2倍。
- 6.2 第6.1項に定める責任の制限は、以下のいずれかの事由に起因する責任には適用されない。
- (a) 本契約に基づき他方当事者を補償する義務。
 - (b) 本契約に定める秘密保持義務、プライバシー義務、またはデータ保護義務の違反。
 - (c) 本契約に関連して生じた知的財産権の侵害、悪用、または不正流用。
 - (d) 人身傷害、死、または物的損害の請求に関し、他方当事者に対する賠償責任。

7. 契約の有効期間および終了。

- 7.1 有効期間。本契約は、以下の場合を除き、発効日以降、本契約の冒頭に記載された期間中、有効であり続ける。
- (a) 本契約の条件に基づき早期に解除される場合。
 - (b) 書面による署名入りの修正により延長される場合。
- 7.2 理由を必要としない契約の解除。HPEは、14日間または注文書（Order Form）に定めるその他の期間より前にサプライヤーへの書面による通知を行うことにより、理由が無くても、責任を負うことなくいつでも、本契約または注文書の全てまたは一部を解除する権利を留保する。
- 7.3 正当な理由による契約の終了。いずれの当事者も、他方当事者が本契約または注文書のいずれかの規定に違反し、違反当事者が書面による違反通知を受け取ってから30日（またはプライム契約に定めているこれより短い期間）以内に是正しなかった場合、当該違反当事者に対して書面による通知を行うことにより本契約または注文書を解除することができる。

- 7.4 契約終了後の処理。本契約の満了または早期解除によって、両当事者が締結した注文書（Order Form）の条件が終了、変更、修正されるとみなされることはなく、注文書はその条件に従い有効であり続けるものとする。サプライヤーは、注文書が解除された場合、解除日に先立ち進行中または完了済のあらゆる作業物を直ちにHPEに提供する。HPEは、発注書の解除の結果として生じるサプライヤーに対する唯一の義務として、解除日に先立ち部分的に完了している作業については相応の金額を、並びに受け入れた完了済の本件ソリューションについては合意された価格をサプライヤーに支払う。サプライヤーは、HPEの要請があれば、契約終了後の移行についてHPEを支援する。サプライヤーの支援は90暦日を超えないものとする。HPEは、サプライヤーに対し、同等のサービスについて注文書に定める料率を超えない料率で支援の報酬を支払う。
- 7.5 一時停止。HPEは、HPEが義務付ける一時停止の一環として、注文書に基づく本件サービスの履行を一時的に停止する権利を有する（以下、各々を「一時停止」）。ただし、以下を条件とする。(i)HPEはサプライヤーに対し、一時停止の都度、可能な限り速やかに事前通知を行う、(ii)サプライヤーは、一時停止が終了した後で、本件サービスの提供を再開するために、人員を維持しておく義務を負わない（ただし、HPEに追加費用を課すことなく商業上の勤勉な努力を払うものとする）、(iii)HPEの単独の裁量により一時停止が恒久的になった場合、該当の注文書（Order Form）は本第7条（契約の有効期間および終了）に従い、理由なく終了したものとみなされる。本第7条において、一時停止の通知は、本契約で認められる通知方法に加え、電子メールおよびボイスメールによって(a)本契約で通知を受け取ると特定された者 または(b)代わりに本契約に基づき各注文書で特定されるプロジェクトマネージャーに送付することができる。
- 7.6 マテリアルの返却。本契約の終了または注文書（Order Form）に基づくサプライヤーの履行完了のいづれか早く発生する方の日付において、サプライヤーは直ちに、本契約に基づきHPEまたは顧客から提供されていた全てのマテリアルおよび／またはツール、並びにHPEまたは顧客からサプライヤーに提供されていた全ての書面による秘密情報をHPEに返却する。
- 8. 輸出入に関する法の遵守**。HPEおよびサプライヤーは、米国およびその他の国々の輸出、輸入、貿易に関するあらゆる適用法規を遵守する。そのため、サプライヤーは以下について保証する。(i)必要に応じて、HPEの要請があれば、HPEが適用法規に基づき品目の適切な輸出入分類を判断するために必要とする、本契約の対象である商品、ソフトウェア、テクノロジー、またはサービスに関する技術仕様書をHPEに提供すること、(ii)サプライヤーの知る限りにおいて、サプライヤーは米国政府の国際貿易制裁リストに掲載されておらず、もし当該リストに掲載された場合には直ちにHPEに通知すること、(iii)サプライヤーは、米国輸出管理規則第740条の追補第1号に記載している国グループD:1、E:1、およびE:2 (<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>)に対して規制対象の製品、ソフトウェア、テクノロジー、技術データ、または技術的補佐を販売、移転、または輸出する前に、(a)米国政府から必要な許可を取得すること、(b)規制対象のソフトウェア、テクノロジー、技術データ、または技術的補佐をHPEから提供されている場合、HPEから書面による承諾を取得すること、(c)登録輸出業者となり、全ての輸出に関する適用法（米国の輸出・再輸出に関する法規を含む）を遵守することに同意すること。
- 9. 本件サービスおよびプロジェクトに関する条件**。
- 9.1 プライム契約。顧客と締結するプライム契約に基づくHPEの履行の一環としてサプライヤーが本件ソリューションを提供している場合、HPEおよびサプライヤーは、HPEと顧客のプライム契約で定められている本件ソリューションに適用する条件（以下、「フローダウン」）がサプライヤーを拘束することに同意する。このフローダウンおよび追加条件や詳細な説明は注文書（Order Form）に記載する。
- 9.2 出張、許可証、ビザ、およびライセンス。サプライヤーは、本件ソリューションの完了および納品に必要な全てのライセンス、許可証、および点検書を確認し、その支払いを行う。サプライヤーは、HPEの要請があれば、許可証、承認書、ライセンス、および点検書を取得した後に、速やかにその全ての写しをHPEに提供する。サプライヤーは、本契約に基づく業務に配置した全ての人員が、本件サービスを実施する国の移民法および労働許可法を遵守し、必要なビザや労働許可証等を取得するように徹底する。
- 9.3 セキュリティ要件。サプライヤーの人員は、HPEおよび／または顧客の現場のセキュリティおよび安全に関する要件を常に遵守しなくてはならない。かかる要件は、注文書（Order Form）で指定するHPEのプロジェクトマネージャーからサプライヤーに伝達または提供される。
- 9.4 期限の厳守。本契約に基づく全ての本件ソリューションに関し、期限の厳守は重要である。
- 9.5 サプライヤーのマテリアルおよびリソース。HPE、顧客、またはその他の指名された第三者により提供

される場合を除き、サプライヤーは、注文書（Order Form）に定める本件ソリューションの提供に必要なかつ適切な書面によるマテリアル、ソフトウェア、機器、ツール、図面、概略図、またはその他のマテリアルリソースを全て保有するものとする。HPEは、注文書で特に指定されない限り、マテリアルリソースや施設を提供することはない。

- 9.6 危険物。本件ソリューションの提供に危険物の使用、取り扱い、維持、除去、輸送、その他の行為が関与する場合、サプライヤーはかかる行為に責任を負う。サプライヤーは、全ての危険物を安全かつ職業上合理的な方法で管理し、業界で受け入れられている基準および慣行に準拠し、適用法に従って管理しなければならない。サプライヤーは、危険物に関する必要な許可証またはライセンスの準備、維持、および配布について責任を負うものとする。
- 9.7 サプライヤーの人員。
- (a) サプライヤーの資格および研修。サプライヤーは、本件サービスを履行する人員が適切な訓練を受け、本件サービスを提供するために必要な資格および／またはライセンスを保有していることを保証する。
- (b) サプライヤーの責任。全ての人員はサプライヤーの指示、監督、および支配の対象とされている。サプライヤーは、本件サービスを提供する際の人員の行動および安全について全面的に責任を負う。サプライヤーは、厳格な規律を実施し、人員の間で正しい秩序を保ち、全ての人員が本契約を遵守することを徹底するものとする。サプライヤーは、割り当てる業務に必要な適格性またはスキルを有さない人員を採用しない。疑義を避けるために付言すると、人員はHPEの従業員ではない。サプライヤーは、人員の報酬を支給するほか、雇用主が従業員の雇用に関連して支払う必要のある全ての税金、拠出金、および福利厚生（労災保険による給付金を含むが、これに限定されない）を支払うものとする。HPEは、かかる報酬、福利厚生、税金の支払義務におけるサプライヤーの不履行について、サプライヤーまたはその人員に対して責任を負わないものとする。
- (c) 人員の解任。HPEが自己の裁量により人員のパフォーマンスが満足のいかないものだと判断した場合、サプライヤーは直ちに当該人員を本件サービスの提供から解任する。HPEは人員の解任に伴う費用について責任を負わない。サプライヤーは、HPEの要請があれば、HPEが妥当に容認する新たな人員を採用し、解任により生じた欠員を速やかに埋めるものとする。HPEは、欠員中に履行されなかった本件サービスについて支払の責任を負わない。
- 9.8 下請業者。サプライヤーは、HPEの書面による事前承認を得ずに、外部の者または事業体に本件ソリューションを委託してはならない。サプライヤーは、本契約に基づくサプライヤーに課されたものと同じ義務を下請業者に課すことに同意する。サプライヤーは、下請業者およびその人員のあらゆる行為について責任を負う。下請業務に対する報酬はサプライヤーが請求する料金および費用に含めるものとする。
- 9.9 薬物検査および身辺調査。サプライヤーの人員が現場で本件サービスを履行する場合、サプライヤーは、適用法で容認される範囲内で、現場における本件ソリューションの提供に先がけて12ヵ月以内に人員が本項に定める犯罪歴調査をクリアしない限り、現場で勤務することを許可しないものとする。これは継続的な要件であり、人員は犯罪歴調査を毎年受けてクリアする必要がある。犯罪歴調査は、以下の期間において、人員が居住または勤務した全ての法域を対象とする。(i)過去7年間の重罪および軽犯罪の記録に関する犯罪歴調査（適用法により制限されている場合、それよりも短い期間）、(ii)車の運転が従業員の職務要件である場合、過去3年間の交通違反歴調査（適用法により制限されている場合、それよりも短い期間）。適用法により別途禁止されていない限り、以下のいずれかの犯罪の有罪判決を受けた人員は、いかなる現場においても勤務することを禁じられる。(a)人に対する犯罪、武器・火薬・放火が関与する犯罪、(b)コンピューター／ネットワークの使用／不正使用が関与する犯罪、(c)企業秘密／専有情報の窃盗、強盗、窃盗、着服、汚職、賄賂、偽造、詐欺、盗まれた財産の受け取りが関与する犯罪、(d)違法薬物および規制物質の保有、製造、輸送、または販売が関与する犯罪。薬物検査の要件が本契約または注文書（Order Form）に含まれる場合、適用法が許容する範囲内で、サプライヤーは、HPEの合理的な要請があれば、サプライヤーの費用負担で、薬物検査の要件を遵守するものとする。
- 9.10 過去の経歴。過去にHPEまたは顧客の敷地内で不正行為を犯したことにより解雇処分を受けたことがある人員は現場で勤務することを禁じられる。サプライヤーは、HPEから書面による事前承認を得ずに、SOWによってかかる人員の経歴を知りながら本件サービスの履行に配置してはならない。過去にHPEの従業員になったことがある人員がいる場合、サプライヤーは、かかる人員を本件サービスの履行に配置する前に、HPEの書面による事前承認を得なくてはならない。

9.11 顧客とのやり取り。

- (a) 顧客との連絡。 人員は、プロジェクトの納品段階において、本件ソリューションの提供のために必要となる場合に限り、顧客と直接連絡をとることができる。
- (b) 新規および後続のビジネス。 サプライヤーは、本件ソリューションの受け渡し中に、特に本件ソリューションに関連して後続の業務または新たなビジネス機会の可能性が生じていることに気が付いた場合、当該情報をHPEに開示する。
- (c) サプライヤーの販売努力。 サプライヤーは、顧客との直接のビジネス機会を維持および／または追求することができる。ただし、サプライヤーの人員が本契約に基づく本件ソリューションの提供に従事している場合、当該人員は将来のビジネスについて顧客を勧誘する活動に従事してはならない。

10. 表明および保証。

- 10.1 表明および保証。 サプライヤーは、本契約の期間中、以下について表明、保証し、約束する。(i) サプライヤーは設立国の適用法に基づき正当に設立され、有効に存続しており、本契約を締結し、その規定を履行するための会社としての権能および権限を十分に有していること、また、サプライヤーを代表して本契約を締結する者は契約を締結する権限を与えられていること、(ii) サプライヤーおよび本件ソリューションは全ての適用法を遵守していること、(iii) 本契約および本件ソリューションは、サプライヤーが当事者または拘束されているその他の契約に違反していないこと、(iv) サプライヤーは、本件ソリューションを納品する時点で、HPEが追加の制限や料金を課されることなく当該ソリューションを所有、使用、および／または受領するために必要な全ての当該ソリューションの権利およびライセンスを有していること（人員および下請業者との適切な書面による契約を締結することも含む）、(v) サプライヤーの知る限りにおいて、本件ソリューションがいずれの第三者の著作権、特許、商標、企業秘密などの知的財産権も侵害または悪用していないこと、(vi) 本件ソリューションに重大な欠陥がなく、該当の注文書（Order Form）に記載された全ての仕様および説明に適合していること、(vii) サプライヤーおよびその下請業者が履行する本件サービスは、本契約においてより高い水準の遂行が求められる場合を除き、業界で実践されている最高水準の注意を払って（少なくとも職業上適正かつ合理的とみなされる水準で）行われていること、(viii) サプライヤーおよびその下請業者は、適切なライセンス、資格、認定を取得しており、本件ソリューションを提供するために十分なスキル、知識、研修を有していること、(ix) サプライヤーは、オープンソースソフトウェアのライセンスに定められている全ての義務および条件を遵守しており、今後も遵守し続けること、また、本契約に基づくサプライヤーの活動の結果として、いずれのHPEソフトウェアもオープンソースコミュニティへの提供義務の対象とはならないこと、(x) 本件ソリューションには有害なコード、時限爆弾、ウィルス、ワーム、バックドアなど、本件製品やデータに害をもたらす可能性のあるソフトウェアが一切含まれていないこと、また、本件ソリューションの運営が突然中断される可能性または機能を有するか、本件ソリューションやデータへの不正なアクセスが行われるような実行時間依存コードや無効化するデバイス、キーロック、コードなどが一切含まれていないこと。サプライヤーは、自身が行った表明または保証が何らかの点で虚偽または不正確となるような事実、事由、または状況があれば、速やかにHPEに通知する。
- 10.2 免責条項。 サプライヤーはあらゆる黙示保証を否認し、HPEはその責任を明示的に放棄する。かかる黙示保証には、商品性や特定目的への適合性の黙示保証が含まれるが、これらに限定されない。
- 10.3 受諾。 HPEは、本件ソリューションを受領した時点で、本件ソリューションがHPEの仕様または受諾基準（該当する場合）に適合しているかどうかを検査し、適合していない場合は拒否する権利を有する。HPEは、上記に定めた保証の違反を含め、本件ソリューションに何らかの問題（以下、「不適合」）を発見した場合、サプライヤーにその旨を通知し、サプライヤーがかかる不適合を複製できるように妥当な詳細情報を提供する。サプライヤーは、該当の注文書（Order Form）に定められている期限内に、あるいは期限が定められていない場合には不適合の通知を受け取ってから30日以内に、かかる不適合を是正する。サプライヤーが所定の期限内に不適合を是正しない場合、HPEは欠陥のある本件ソリューションに支払った額の全額返金を受け取ることができる。HPEにとって、本項に定める救済措置は、サプライヤーが自身の表明、保証、および約束に違反した場合の唯一かつ排他的な救済手段ではない。

11. データセキュリティとプライバシー。 サプライヤーは、データ処理者またはデータ管理者としてHPEの個人データを処理する場合、現行の「プライバシーに関する付則」（以下、「プライバシー付則」）および「データネットワークセキュリティ付則」（以下、「DNSS」）に従い、HPEの個人データおよび本件ソリューションを保護するプライバシー／セキュリティ対策を導入し、実施する。これら付則はHPEによって随時更新される場合があり、サブ

ライヤーポータル (https://supplierportale.it.hpe.com/supplierextranet/Data_Security_and_Privacy.do) で閲覧可能である。本項で定義されていない用語は、プライバシー付則およびDNSSに定められている定義を参照するものとする。(i)個人データの処理に関する説明書(以下、「DPPD添付書類」)が本契約または注文書(Order Form)に添付される場合、当該DPPD添付書類の規定には、サプライヤーによる本件ソリューションの提供に関する追加のデータ処理の詳細を記載するものとする。または、(ii)プライバシー保護付則および/またはDNSSが本契約または注文書に添付される場合、当該プライバシー付則および/またはDNSSの規定には、サプライヤーによる本件ソリューションの提供に関するデータ処理の詳細を記載するものとする。本契約書への署名は、プライバシー付則に添付されるC2PまたはC2C EUモデル契約(該当する場合)に必要な全ての署名を構成する。

12. 保険。 サプライヤーは、注文書(Order Form)を履行している間、サプライヤーの人員に対する管轄権を有する適用法規において義務付けられている労働者災害補償保険をサプライヤーの費用負担により完全に有効な形で維持する。労働者災害補償が社会制度を通じて行われている場合、サプライヤーはかかる適用法を完全に遵守することに同意する。サプライヤーが加入する雇用主責任保険の補償額は、事故による人身傷害については1事故当たり1,000,000米ドル以上(または現地通貨で同等の金額)、疾病による人身傷害については従業員1人当たり1,000,000米ドル以上(または現地通貨で同等の金額)とする。適用法により許容されている限り、保険証券にはHPEおよびその関連会社、役員、取締役、従業員に対する保険会社の代位求償権の放棄条項を含めるものとする。さらに、サプライヤーは、自己の費用負担で、企業総合賠償責任保険に加入する。この保険の補償限度額は、1事故当たり1,000,000米ドル(対人対物合計補償限度額)または1事故当たり1,000,000米ドル、製造物・完成作業責任として1,000,000米ドル、一般賠償責任として2,000,000米ドルとする。サプライヤーは、社有車、レンタカー、非所有車に起因する賠償責任を含む自動車損害賠償責任保険に加入する。補償限度額は1事故当たり1,000,000米ドル以上(対人対物合計補償限度額)とする。企業総合賠償責任保険および自動車損害賠償責任保険にはHPEおよびその関連会社を追加被保険者として含めるものとする。追加被保険者に付保される保険は第一次保険として適用されるものとする。HPEが別の保険に加入する場合、当該保険はエクセスのみ(損害額が免責金額を超えた場合に超過した損害額のみ補償)とし、追加被保険者に付保される保険と分担しないものとする。全ての保険証券には、上記の補償額を取り消す場合、HPEに対して少なくとも30日前の書面による通知を行う必要がある旨を規定する。「賠償請求ベース」の保険が提供される場合、サプライヤーは当該保険を、完全な総補償限度額につき上記記載の最低額で含め、契約期間の満了後少なくとも3年にわたり維持するものとする。サプライヤーは、HPEの要請があれば、HPEに当該保険証券を速やかに提供する。サプライヤーが本契約に基づき加入する保険の補償額または限度額、あるいはその他の保険の欠如または利用不可によって、本契約に定めるサプライヤーのHPEに対する義務や責任が制限されることはない。

13. 監査。 サプライヤーは、本契約の有効期間中およびその後の5年間、あるいは適用法で定める期間がこれより長い場合にはその期間(以下、「監査期間」)、本契約に基づくサプライヤーの履行に関する完全かつ正確な帳簿、記録および会計記録(以下、「サプライヤーの記録書類」)を保持する。HPEおよび/または第三者代理人(総称して「監査人」)は、監査期間の間、適用法、本契約、およびサプライヤー基準の遵守を徹底するために、サプライヤーに通知した上でサプライヤーの監査を継続的に行うことができる。サプライヤーは、監査業務または検査に関して、監査人またはその被指名人に全面的に協力するものとする。かかる協力として、監査人がサプライヤーによる本契約の遵守状況を検証するために合理的に必要とするサプライヤーの記録書類および施設へのアクセスを提供し、監査の証拠となるサプライヤーの記録書類の複製を許可することが含まれるが、これらに限定されない。サプライヤーは監査人が発見した過払い分をHPEに払い戻す。サプライヤーが監査期間中にHPEに5%以上の過大請求を行った場合、サプライヤーは全ての過払い分をHPEに直ちに払い戻すとともに、かかる過大請求に対して毎月0.5%の利息を支払うものとする。

14. 不可抗力。 本契約または注文書(Order Form)に定める事業継続義務および災害復旧義務を別として、いずれの当事者も、不可抗力、天災、戦争、内乱、政府の措置など、当事者の合理的な支配の及ばない事由(以下、「不可抗力事由」)によって本契約に定める義務を履行しなかった場合には責任を負わないものとする。不履行当事者は、不可抗力事由が続く限り、不可抗力事由によって影響を受ける義務の履行または遵守を免除される。ただし、不履行当事者は免除される間も継続して、遅延なく可能な範囲で、義務の履行または遵守を再開するために商業上妥当な努力を払うものとする。履行が遅延した当事者は直ちに履行すべき相手の当事者に通知し、かかる遅延の原因となった状況を妥当な詳細さで説明する。不履行当事者は、義務の履行を再開できるようになり次第、履行を再開し、速やかに他方当事者に再開の旨を通知する。本契約に基づきサプライヤーに支払われる全ての金額は、HPEが受領していない本件ソリューションについて請求されないように、公平に調整する。本契約に定める履行期間は、本項に従い認められた履行遅延によって失われた時間に相当する期間、延長されたものとみなされる。

15. 事業継続計画。 サプライヤーは、自身のビジネスプロセス(またはサプライヤーが依拠する第三者のビジネスプロセス)の運営の継続性を確保するために適切な災害復旧手順を含む事業継続・災害復旧計画(以下、「BCP」)を維持し、本契約に基づくサプライヤーの責務および義務の履行を不可能にするような業務の全てまた

は一部の中断が生じないように徹底するものとする。サプライヤーは、要請があった場合またはBCPに重大な変更が生じた場合、本件ソリューションに関するBCPの要旨の写しを交付することに同意し、HPEの代表者と会合してこれをレビューするものとする。BCPを更新または改訂する場合、現行のBCPと同等以上の保護効果を持たせるようにする。サプライヤーが追加のサービスを提供する場合、追加の事業継続要件および災害復旧要件の対象となる可能性があり、これらの追加要件は該当の注文書（Order Form）に定めるものとする。

16. 米国連邦調達規則。 サプライヤーが米国連邦の請負業者または対象下請業者である場合、サプライヤーは米国連邦規則集第41編第60-1.4項、第29編パート471、サブパートAの別紙A、米国連邦調達規則第52.219-8項、第52.219-9項、米国連邦規則集第41編第60-300.5(a)項、第41編第60-741.5(a)項を遵守しなければならない。後者の2つの規則は、法律上保護対象である退役軍人の地位および障害を理由とした適格個人の差別を禁じ、保護対象の退役軍人および障害を持つ適格個人の雇用および昇進において積極的な措置を義務付けている。HPEが米国政府または国防省のプライム契約または下請契約に基づく義務を履行するために本件ソリューションを利用する場合、サプライヤーは、サプライヤーハンドブックに記載された連邦調達規則（FAR）および防衛連邦調達規則付属文書（DFARS）を遵守することを保証する。

17. 総則。

- 17.1 **サプライヤー基準。** サプライヤーは、HPEとの取引に適用される遵守条件を確実に守るためのプロセス、手順、統制を導入する。これには、HPEがサプライヤーに求める行動規範、および、貿易・物流関連、安全かつ合法的な製品やサイバーセキュリティ関連、および安全なサプライチェーン関連、社会・環境責任や環境安全関連、政府規制の遵守関連などに求められる、サプライヤーハンドブックに定める要件（以下、総称して「サプライヤー基準」）が含まれるが、これらに限定されない。サプライヤーは、HPEが随時更新するサプライヤー基準を遵守する。
- 17.2 **腐敗行為防止法。** HPEは、サプライヤーに対し、HPEが米国海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」）、英国贈収賄防止法（以下、「UKBA」）、およびその他の国際的な腐敗防止法の対象になっていることを助言する。これらの法律は、HPEまたはその関連会社が、民間企業の代表者、外国政府の役人、外国の政党、政党幹部、または政党候補者に対し、取引の取得、維持、運営または不正なビジネス上の優位性の確保において、HPEまたはその関連会社を支援するために、公的な立場における何らかの行為または決定に影響を与える目的で、あるいは外国の役人に外国政府における影響力を行使させる目的で、直接または間接的に、有価物の支払または支払の約束を行うことを禁じている。サプライヤーは、HPEがFCPA、UKBAまたはその他の腐敗行為防止に関する適用法規に違反することになるような行為を一切行わないことに同意する。サプライヤーは、かかる違反に気付いた場合、速やかにHPEに通知する。サプライヤーが上記の規定に違反した場合、HPEは、通知を行うことなく、また責任を負うことなく、いつでも本契約または注文書を停止または終了することができる。
- 17.3 **独立業務請負業者。** 供給業者は、独立業務請負業者としてのみ行動する。本契約のいずれの規定も、本人と代理人の関係、雇用主と従業員の関係、またはパートナーや合併事業の関係を生じさせると解釈されることはない。
- 17.4 **譲渡。** 本契約にこれと異なる定めがあったとしても、本項に定めている場合を別として、いずれの当事者も、他方当事者の書面による承諾を得ずに、直接または間接的に、全体または一部を問わず、法律の運用その他により、本契約を譲渡または移転してはならず、本契約に定める義務を委任してはならない。かかる書面による事前承諾を得ずに譲渡、移転または委任を試みたとしても無効かつ執行不可能とみなされる。上記の規定にかかわらず、HPEまたはHPEが認める後継の譲受人もしくは被譲渡人が、本契約の譲渡や移転、または本契約に定める権利や義務の委譲を同意を取ることなく行うことができるのは、(i)HPEによって支配されるかHPEと共同の支配下にある事業体またはこれが認める後継の譲受人もしくは被譲渡人に対して、あるいは(ii)合併、再編、譲渡、資産・製造ラインの売却、事業部門の売却、HPEまたはHPEが認める後継の譲受人もしくは被譲渡人の支配力や所有権の変更に関連している場合である。本契約の期間中、HPEが自社または資産や製品ラインの一部を売却する場合、売却された事業体および当該事業体の権利後継人は、本契約に基づきHPEが受けている恩恵および権利を受け取ることができる。かかる恩恵・権利には、売却された事業体が引き続きHPEの一部であるかのように価格割引や数量割引を受け取る権利が含まれるが、これらに限定されない。上記の規定を制限することなく、本契約は、両当事者および各々が認める後継人および譲受人を拘束し、これらの利益のために効力を生じるものとする。
- 17.5 **法の選択。** 本契約は、本契約の当事者であるHPE事業体の法律に準拠し、法の抵触に関する原則にかかわらず、同法に従って解釈されるものとする。この準拠法については調達ガイドラインに定める。注文書に署名するHPE事業体が本契約に署名するHPE事業体とは異なる場合、当該注文書（Order Form）に

する解釈および／または紛争の解決において、当該注文書の両当事者は、署名したHPE事業体の調達ガイドラインに定める紛争解決手順に従うものとする。さらに、(i)署名したHPE事業体およびサプライヤー（またはサプライヤーの関連会社）は、調達ガイドラインに記載されている裁判所の専属管轄権に取消不能の形で服し、同意するものとし、(ii)本契約は、法の抵触の原則にかかわらず、調達ガイドラインに記載されている法域の法律に準拠するものとする。

- 17.6 **適用法の遵守。** サプライヤーは、本契約に基づき履行する際に、全ての適用法を遵守することを保証する。HPEは、サプライヤーまたは下請業者による適用法の遵守を監視する責任を負わない。
- 17.7 **非制約的關係。** 本契約のいずれの規定も、HPEまたはその関連会社が、本件ソリューションと同一または類似の機能を有する類似の製品またはサービスを、独自に開発、取得、販売、あるいは提供することを妨げるものと解釈されてはならない。
- 17.8 **通知。** 本契約に基づき必要となる全ての通知は書面で行うものとし、(i)HPE事業体宛の場合、調達ガイドラインに記載されている住に、または、調達ガイドラインにない場合は注文書（Order Form）に記載されている住所に、および(ii)サプライヤー宛の場合、本契約の冒頭に記載されている住所に送付する。通知は手渡し、宅配便、または第一種郵便によって送付するものとし、(i)手渡しで交付する場合は受け渡しの時点、(ii)宅配便により送付する場合は宅配便業者への受渡日から24時間後（宅配業者の配達証明を受け取る）、(iii)第一種郵便により送付する場合には投函日から3営業日後に送付が完了したものとみなされる。
- 17.9 **公表の禁止、商標の使用。** サプライヤーは、(i)HPEの書面による事前承諾を受けている場合、(ii)本契約に定める自身の義務を履行するために必要とする場合、あるいは(iii)適用法により要求される場合を別として、本契約の条件や存在を公表、開示してはならず、また、HPEやその関連会社の名称、商標、または商号に関する権利や権益を使用、取得してはならない。HPEは、承諾する条件として、HPEの単独の裁量により、HPEが適切とみなす制限を課することができる。サプライヤーは、上記第(ii)項または第(iii)項に基づき、開示の10日前にHPEに書面で通知するものとする。サプライヤーは、HPEに対し、本契約に基づくHPEのマーケティング、販売、サポート、研修の取り組みにおいてのみ、本件ソリューションおよび添付のドキュメンテーションの画面表示およびパッケージを複製、表示、実施、配布し、かかる画像を複製、表示、実施、配布、インポート、および変更することができる非独占的かつ世界的なライセンスを無償で付与する。サプライヤーは、HPEがその裁量により、顧客に提供する本件ソリューションの特定において、またHPEの販売促進、マーケティング、および販売関連活動の一環として、(a)サプライヤーの名称、(b)本件ソリューションの名称、および(c)サプライヤーの商標を無償で使用することに同意する。ただし、HPEは本件ソリューションに付された既存の著作権、商標、その他のマーキングを常に保護するものとする。
- 17.10 **権利の放棄。** いずれかの当事者が本契約に基づく権利を行使しなかった場合または行使を遅延した場合、かかる不作為または遅延は権利の法規、喪失、または変更を構成するものではなく、そう解釈されてもならない。本契約のある違反に対する権利の放棄は、将来の他の違反に対する権利を放棄するものとはみなされない。権利の放棄は書面によって行うものとし、各当事者の代表者による署名を必要とする。
- 17.11 **可分性。** 本契約のいずれかの条件または条項が違法または執行不可能と判断された場合、本契約の残りの条項の有効性および執行可能性は影響を受けないものとする。その場合、両当事者は、本契約の締結時における互いの意図を最も正確に反映する有効かつ執行可能な代替条項について話し合う。代替条項が見つからない場合には、公平な調整を行うものとする。
- 17.12 **存続条項。** 本契約の解除後または満了後に履行を必要とする条項、あるいは本契約の解除後または満了後に適用すべき事由が発生する条項は、解除後または満了後も存続するものとする。補償の義務および手続きは全て本契約の解除後または満了後も存続する。

17.13 副本。両当事者は本契約または注文書（Order Form）を任意の数の副本で締結することができる。各副本はいずれも正本とみなされるが、その全てを合わせて両当事者を拘束する一つの契約書を構成する。ファクシミリおよび電子署名はあらゆる目的において拘束力を持つ。完全合意。本契約は、本契約に含まれる主題に関する両当事者間の完全なる合意を構成し、口頭または書面によるかを問わず、従前および同時期の全ての了解事項、合意事項および表明に優先する。本契約を補足、変更、または修正する場合、本契約を修正する権限を与えられた各当事者の代表者が本契約の修正であることを明記した書面に署名しない限り、拘束力は生じない。ただし、HPEは、本契約に明示的に定める特定の方針および文書を一方的に修正することができる。本契約において、「書面」は、本件ソリューションに付随するクリックラップ、シュリンクラップ、または類似の形式を特に除外する。PO、確認書、サプライヤー注文書（Order Form）などの電子フォームまたは印刷済みフォームは便宜上の目的でのみ使用されるもので、本契約に明記されている場合を除き、これらに記載されている条件が本契約と矛盾する場合は全て無効であり、効力を持たない。

18. 用語の定義。

- 18.1 「関連会社」とは、本契約の当事者が、過半数の取締役または同様の職務を遂行する者を選任する衡平法上の権利、または該当する法域の法律が過半数持ち分を認めていない場合、かかる法律の下で許容される最大限度の持ち分を直接的または間接的に所有または支配する、世界のあらゆる場所における企業またはその他の事業体を意味する。
- 18.2 「適用法」とは、いずれかの当事者による本契約の履行に適用されるあらゆる連邦、国、海外、州、現地政府当局の憲法、法律、制定法、法典、省令、命令、判決、法令、差止命令、規則、規制、許可、および法的に拘束力ある要件の全てを意味する。
- 18.3 「認定ユーザー」とは、HPE およびその関連会社、並びに各々の合併事業者、従業員、代理人、コンサルタント、請負業者、およびサービス会社を意味する。
- 18.4 「カテゴリ別補遺条項」とは、ハードウェア補遺条項、ソフトウェア補遺条項、SaaS 補遺条項、マーケティング補遺条項、派遣社員補遺条項など、本契約を参照するカテゴリ別補遺条項または本契約に添付されるカテゴリ別補遺条項を意味する。
- 18.5 「請求」とは、あらゆる(i)第三者の請求、法的手段、要求、訴訟、または法的手続き、および(ii)第三者の請求、法的手段、要求、訴訟、または法的手続きに起因または関連して生じる損害賠償、訴訟費用（弁護士／専門家の合理的な費用を含む）、その他の法的責任（政府、規制当局、または司法当局が命じる罰金、課徴金、判決、命令を含む）を意味する。
- 18.6 「顧客」とは、HPEが商品またはサービスを提供することに同意したHPEの顧客を意味する。
- 18.7 「成果物」とは、HPEのために本契約に基づき独自に作成、著作、着想、実施化、創造、または開発されたあらゆる知的財産およびその他のマテリアルを意味する。これには、形式を問わず、あらゆるソフトウェア、ソフトウェア機能、コンピューターファイル、レポート、文書、プロセス、技術、設計、マーケティング・広告資産、芸術作品、図面、プラン、教育・研修資料、記録物、フォーム、仕様書、テンプレート、手法、グラフ、フローチャート、ユーザーインターフェース、テンプレート、メニュー、ボタン、アイコン、ツール、データ、アルゴリズム、アイデア、コンセプト、ノウハウ・方法、その他のサプライヤーの努力により具現化されたものが含まれるが、これらに限定されず、注文書（Order Form）に詳述している場合がある。疑義を避けるために付言すると、次に挙げるものは成果物とみなされない。(i)HPEに提供されたハードウェア、ソフトウェア、SaaS、本件サービス、またはサプライヤーの既存知的財産で、HPEのために特別にカスタマイズされてはいないもの、または(ii)本件ソリューションのための一般に利用可能な保守サービスの一環としてHPEに提供された技術または知的財産。
- 18.8 「ハードウェア」とは、機器、機材、その他の物理的品目を意味する。また、これらに組み込まれるソフトウェアやファームウェア、およびこれらの使用に必要なツール、保守、サポート、インストール、ドキュメンテーションも含まれる。
- 18.9 「情報システム」とは、ネットサービス、コンピューター、コンピューターシステム、通信システムなどの情報システムおよび情報システムにアクセスするために必要な認証情報（パスワード、トークン、キー、ログオンスクリプトなど）を意味する。
- 18.10 「知的財産権」または「知的財産」とは、特許、著作権、人格権、営業秘密、マスクワーク、商標、サービスマーク、ロゴ、デザイン、トレードドレス、ドメイン名、ソーシャルメディアアカウント名、パブ

リシティ権、およびその他の個人的、専有的、知的財産権における全ての権利を意味する。

- 18.11 「内部使用」とは、HPEおよび全ての認定ユーザーが、内部情報処理サービスおよびコンピューティング上のニーズのために、世界中で使用することを意味する。これには、フェイルオーバー時の使用、自宅、リモート、出張時の使用、付随的使用が含まれるが、これらに限定されない。
- 18.12 「注文書 (Order Form)」とは、ハードウェア注文書、ソフトウェア注文書、SaaS注文書など、本契約を参照するか本契約に添付される注文書、並びに本契約を参照するその他のPO、SOW、付則、別紙、仕様書、添付ファイルを意味する。注文書 (Order Form) はPOのみで構成される場合もある。
- 18.13 「オープンソース」とは、ソフトウェアの利用、変更、あるいは配布の条件として当該ソフトウェアあるいは当該ソフトウェアと組み合わせられるか併せて配布されるその他のソフトウェアが(i)ソースコード形で開示または配布されること、(ii)二次的著作物を製作する目的においてライセンス供与されること、および/または(iii)無料で再配布することを求めるライセンス条件を備えたあらゆるソフトウェアを意味する。
- 18.14 「人員」とは、本契約に基づきHPEに本件ソリューションを提供するためにサプライヤーまたはその下請業者が雇用または契約した労働者を意味する。
- 18.15 「既存知的財産」とは、一方当事者が本契約より前に、本契約に関係なく、または独自に所有、作成、開発、リース、および/またはライセンス許諾する知的財産を意味する。これには、技術、ツール、方法、アルゴリズム、アプリケーション、プログラミング、インターフェース、ノウハウ、データが含まれるが、これらに限定されない。既存知的財産には、HPEに提供された本件ソリューション、HPEのマテリアルや秘密情報に特に関係の無い一般的な構成および汎用テンプレートなど、サプライヤーの顧客に関するサプライヤーの事業に固有の一般的な技術およびスキルが含まれるものとする。
- 18.16 「プライム契約」とは、あるプロジェクトに関してHPEと顧客との間で提案/締結された契約および/またはSOWを意味する。
- 18.17 「プロジェクト」とは、HPEが1件または複数のプライム契約に基づきサプライヤーから本件ソリューションを調達する可能性がある定義された機会を意味する。
- 18.18 「発注書 (PO)」とは、本契約を参照してHPEがサプライヤーに（電子、紙媒体、あるいはファックスで）発行する発注書を意味する。
- 18.19 「リセラー」とは、HPEと契約関係を持つ事業体を意味する。リセラーは、HPEのリセラー/チャンネルパートナープログラム（流通業者を含む）に基づきHPEから製品を調達し、その後、他のリセラーに再配布するか直接顧客に配布する。
- 18.20 「SaaS」とは、サプライヤーが所有、管理、維持するか最終的な責任を負う一元的にホストされるソフトウェアアプリケーションで、インターネットまたはその他のネットワーク（サービスとしてのソフトウェア）を介してHPEに提供されるものを意味する。また、その使用のために必要なツール、保守、サポート、インストール、およびドキュメンテーションも含む。
- 18.21 「本件サービス」とは、専門サービス、コンサルティングサービス、情報技術サービス、マーケティングサービスなどのあらゆるサービスおよび当該サービスに関連して提供される成果物を意味する。
- 18.22 「現場」とは、本件サービスが提供されるHPE、第三者、あるいは顧客の拠点を意味する。
- 18.23 「ソフトウェア」とは、コンピュータープログラム（ソースコード、オブジェクト・コード、その他の形式であるかどうかを問わない）並びにその使用に必要なツール、保守、サポート、インストール、およびドキュメンテーションを意味する。
- 18.24 「本件ソリューション」とは、本契約に基づきHPEが購入するかライセンス許諾されるハードウェア、ソフトウェア、SaaS（またはその他の「サービスとしての」ソリューション）、成果物、その他のサービスを意味する。
- 18.25 「SOW」または「作業指示書」とは、HPEおよびサプライヤーにより署名された文書を意味し、サプライヤーがHPEに提供する本件ソリューションの詳細および関連の業務を説明したもの。
- 18.26 「下請業者」とは、本契約に基づき本件サービスの一部を履行するためにサプライヤーまたは別の下請業者と直接契約した第三者を意味する。

- 18.27 「サプライヤーハンドブック」とは、サプライヤーポータル内の「サプライヤーリソース」という見出しの下にある「サプライヤーコンプライアンス保証」/「サプライヤーハンドブック」を意味する。
- 18.28 「サプライヤーポータル」とは<https://supplierportale.it.hpe.com/supplierextranet/index.do>を意味する。
- 18.29 「期間」とは、当初期間および更新期間（該当する場合）を意味する。
- 18.30 「XaaS」または「Everything as a Service」とは、HPEが消費ベースおよび/またはサブスクリプションベースのソリューションを顧客に提供するサービス（HPE関連会社を通じたHPEの内部リースの使用を含む場合がある）またはその他のサービスベースの提供物を意味する。